

### 3-2 取扱いに資格等が必要な化学物質

覚せい剤と覚せい剤原料(覚せい剤取締法)、麻薬と向精神薬(麻薬及び向精神薬取締法)、特定毒物(毒物及び劇物取締法)、製造等禁止物質(労働安全衛生法)、販売禁止農薬(農薬取締法)は、それらを取り扱う際に、使用許可や資格などが必要な場合があります。また、使用禁止の物質もあります。以下の表にまとめましたので、注意してください。

表3-1 大学の教育研究において化学物質の入手が制限されている化学物質

化学物質	制限内容	法令
覚せい剤	覚せい剤研究者の指定	覚せい剤取締法
覚せい剤原料	覚せい剤原料研究者の指定	
麻薬	麻薬研究者の免許	麻薬及び向精神薬取締法
向精神薬	向精神薬試験研究設置者の設置	
特定毒物	特定毒物研究者の許可	毒物及び劇物取締法
製造等禁止物質	使用許可	労働安全衛生法
販売禁止農薬	試験研究の目的なら可	農薬取締法